

令和元年度第1回 高知市人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日時 令和元年7月16日(火) 13:30~16:00

場所 南別館7階701

出席者 審議会委員12名

市川 広幸, 井村 光明, 岩佐 和幸, 岡林 俊司, 小川 泰子, 高林 藍子,
塚地 和久, 中内 康博, 橋本 恵美, 堀川 美彌, 山中 千枝子, 山光 康雄(敬称略)

事務局

市民協働部部长 谷脇 禎哉

市民協働部副部长 林 充

人権同和・男女共同参画課 課長 明坂 通子

課長補佐 橋本 昌明

管理主幹男女共同参画担当係長事務取扱 尾崎 美世

主幹人権同和啓発担当係長事務取扱 森 美樹子

主査 森木 愛

主査補 須藤 美香

人権・子ども支援課 班長 畠中 恒

総務課 課長 内川 勇介

- 議事
- ①高知市人権尊重のまちづくり条例について
 - ②高知市人権教育・啓発推進実施計画の登載事業実績報告について
 - ③人権施策に関する新たな基本計画の策定について
 - ④市民意識調査の実施について
 - ⑤SOGIに関する対応方針の策定について
 - ⑥差別事象報告について

○議事に先立ち、審議会の会長・副会長を選出。

会長に山中 千枝子委員、副会長に中内 康博委員が選出される。

○議事①~⑥について、事務局より一括して説明した後、各議事について委員から意見・質問等をいただく。

①高知市人権尊重のまちづくり条例について

委員 前文に「不当な差別や偏見を許さず、これを解消していく～」とあるが、目的(第1条)には「差別の解消」という言葉がない。差別に関して、差別や偏見のない社会をつくるということが具体的に条文では書かれていないが、条例策定の際に検討などはしていないのか。

事務局 条例策定にあたり、救済制度や差別事象などの人権侵害が起こった場合の対処等については、現時点では条例に書ききれていない。基本的な理念や高知市の考え方を条例で示していきながら、実際の取り組みについては、次期基本計画や実施計画に盛り込んでいきたい。

委員 差別を定義して差別の“禁止”の理念を盛り込むこともできたのでは。

事務局 差別を禁止するという言葉は使っていないが、現在差別や人権侵害があり、それらを解消していこう、なくしていこうというところに重点を置いている。

委員 第6条 事業者の役割について、企業は職員に対しての人権意識の高揚や施策に取り組むと捉えてよいか。

事務局 基本的には事業活動の中で取り組みを進めていただきたい。ただ、事業所内で差別事象などが起こった場合の対応などは、今後考えていかないといけない。救済制度や差別事象の報告など検討していかなければならないと考えているので、ご意見等をいただきたい。

委員 部落差別やヘイトスピーチなどの差別発言があった場合、どのように啓発するのか。人権施策推進本部の中にワーキンググループがあるが、ここで取り組むのか。

事務局 ワーキンググループについては、それぞれの人権課題に対してどのように取り組んでいくのかを話し合う庁内での組織。人権課題に対する取り組み等については、本部会や幹事会の中で検討している。

②高知市人権教育・啓発推進実施計画の登載事業実績報告について（回答については、別紙のとおり）

・No.18 児童虐待予防推進事業について

委員 学校現場におけるいじめ防止対策についてはどのようにしているのか。

事務局 教育委員会では、附属機関として人権教育推進協議会があり、教育委員会における事業の取り組みについて審議いただいている。学校におけるいじめ防止対策については、人権・子ども支援課生徒指導班がいじめ防止対策推進法指針に基づいて、学校への調査・指導・支援や附属機関に意見を求めるなどの対応をしている。

・No.53 相談支援事業について

委員 平成30年度の相談延件数が37,245件だが、集計内容やカウントはどのようにしているのか。

事務局 事業担当課に確認し、後日回答する。

・No.66 単身高齢者及び身体不自由者に対する防災訪問について

委員 消防局では名簿搭載者をどのように把握して、どのような手立てをしているのか。また、この事業は予算・決算ともないが、他の事業との組み合わせで実施しているのか。

事務局 事業担当課に確認し、後日回答する。

・No.69 心のふれあい支援事業について

委員 平成30年度実績で“あったか（卒業生）の参加は0名”とあるが、フォローしていた卒業生への対応はどうしたのか。また関連して、No.70 卒業生支援事業では、“令和元年度は「卒業生支援事業」は廃止し「教育支援センター事業」に組み入れることとする。”とあるが、「教育支援センター事業」として新たに事業を起こして卒業生への支援事業に取り組むということか。

事務局 事業担当課に確認し、後日回答する。

委員 卒業して就職せず引きこもり状態の子どもたちには、教育研究所が対応してくれているが、なお、細かくフォローしてくれるといいと思うので、よろしく願います。

③人権施策に関する新たな基本計画の策定について

委員 高知市における9つある人権課題のうち、その他の人権課題としてある“性的少数者”については、SOGIに関する対応方針の策定など、庁内的にも取り組んでいるので、その他の人権課題とするのではなく、人権課題の1つとして啓発など取り組んでいくといいのではないか。

委員 LGBTは男女共同参画、女性の人権問題、ジェンダー平等などの面からも、どのように整理していくかが課題。ワーキングの中でそういった点でも検討していくのか。

事務局 基本計画の9つの人権課題の中で、その他の人権課題としてたくさんの人権課題がある。その中の性的少数者の人権は、特に最近関心を持たれるようになってきている。実際、当事者の方は人数的にも多いと言われている。新しい基本計画の中では、一つの人権課題として取り組んでもいいのではと思っており、意見をいただきたい。また、行政として、どういった配慮が必要かという検討をするためにSOGIのワーキングをつくって、職員への周知から始めようとしているところである。

委員 基本計画の改訂（現計画の見直し）と実施計画の策定という認識でよいか。

事務局 そのとおり。

委員 全体の進捗管理は、事業担当課と事務局とどちらがするのか。

事務局 実績報告として年度ごとに事務局が取りまとめ、審議会や人権施策推進本部等で出た意見等を事業担当課に下ろす形である。

委員 実績や次年度への課題等については事業担当課が作成することとなると思うが、71事業を事務局が把握して方向性等を示していくことは大変だと思う。重要な部分などはメリハリをつけながら方向性を示すなどの視点を持つことが大事。各課に任せきりにするのはなく、課題の掘り下げや課題をどのように改善していくのかなど、所管課と調整するコーディネーター的な役割も持ってほしい。

委員 人権侵害をされてしまう人々（当事者）のつながりにくさについて、例えば子どもであれば学校に行けばなんとかつながりができるが、学校を卒業して社会に出て、就職もしていない人たちのつながりが薄くなり、人権侵害をされていてもなかなかサポートできない現状がある。また、障害を持っている人たちや高齢者など、つながりにくい当事者の方の人権をどう守っていくのか。また、当事者ではなく、差別をしてしまう側の人々への啓発や人権課題の知識を伝えるにあたって、そもそも生涯学習の場に参加できない人たちへの新たな学習の場となるような事業を検討してもらいたいし、そういった人権啓発・教育の進め方も計画に盛り込んでほしい。

委員 児童虐待についての対応指針や児童福祉法も改正されており、中核市における児童相談所の設置の促進も挙げられている、中核市として児童相談所の位置づけをどう考えているのか、設置する方向なのか、その議論は必要ではないか。

委員 事業を実施するにあたり、社会的に問題になっていること、取り組まなければいけないこと、児童虐待や高齢者虐待(成年後見人制度など)、引きこもりなどの精神的な面も含めて、十分な取り組みをしていくためには、次期計画では、どこに重点を置いていくのかをしっかりと打ち出していくことが重要なのではないか。

④市民意識調査の実施について

委員 調査対象が満20歳以上80歳未満の市民とあるので、障害がある方なども回答がしやすい形で実施してほしい。また、外国人も調査対象となるのか。

事務局 住民登録されている場合は、調査対象として抽出される可能性はある。

委員 その場合は、日本語が理解できるのか。

委員 質問数が多いという印象。また、簡潔な文章で問いかけをすることが大事だと思うので、そういう観点で検討してほしい。初めて実施するというので、今後のデータとなるので、しっかりと検討していかないといけないと思う。

委員 質問の内容に意図を感じるものについては、回答者もなかなか答えたくないと思うので、アンケート調査の目的を伝えたくて、素直に問かける文章の方がいいのではないかと。また、障害者の方なども対象者となる可能性もあると思う。その場合は、専門用語が多いので、もっと分かりやすい言葉や表現にした方がいいのではないかと。たくさんの方の意見を網羅して調査しようと思うと質問数も多くなり、言葉も複雑になると思うので、慎重に、時間をかけて検討していったらいいと思う。また、定期的に調査をすると、啓発の効果などが現れてくるので、調査をすることはいいことだと思う。

委員

- ・複数回答可の設問で回答数は3つまでとあるが、順番に聞くなど回答欄の工夫をしたらどうか。
- ・性的少数者についてどんな認識であるかなど、基本的な設問を追加した方が分かりやすいのではないかと。
- ・労働者について、労働条件での正規・非正規職員の格差が一番の問題である。人権問題としてこの問題を捉えていることを追加してほしい。
- ・審議会資料 54 ページにある設問に記載している条例や法律について、参考までに括弧書きで制定日又は施行日などを記載したらどうか。

委員 どの人権問題であろうと、差別を受けたときにどういう行動をとったのかという設問がないとその問題がどのように処理されたのか分からない。また、相談窓口をどのようにしていくのかという課題に結び付けていけないと。いけな。

委員 今後のスケジュールはどのような流れか。

事務局 国民意識調査の内容も参考としていきたいので、それを考えると、設問等をまとめあげて実施できるのは来年度初めとなるかもしれない。次回の審議会を来年1月頃に予定しているので、もう一度、みなさんに意見をいただきたい。

委員 アンケートは、文言がすごく難しく、分からないことがあると、インターネットで調べて間違った知識を得てしまうので、文言はすごく重要である。特に、同和問題などは、専門用語も多いので、もう一度検討する必要がある。また、日頃の教育・啓発も大切。

委員 市民意識調査の結果は基本計画の改訂などにも反映されていくと思うので、スケジュールに影響が出ないように、無理なく実施してほしい。

⑤SOGIに関する対応方針の策定について

委員 先進地の検討は。

事務局 現時点では、関東（東京都豊島区・文京区・千葉市）と関西（京都市・大阪市・淀川区）を候補としている。

委員 どういったレベルのものを目指しているのか。先ほどの先進地は、条例や要綱により、行政側が位置づけを明確にしている。高知市としてそこまで整理をするのか、あるいは高知市の状況に照らし合わせて課題や方向性までを整理しようとしているのか。

事務局 検討している先進地は、条例によってパートナーシップ制度を設けているところであるが、行政としての対応方針を策定しているところでもある。職員のマニュアルとして、行政職員がどういった配慮や対処が必要かなどを整理するというところで、高知市としてパートナーシップ制度導入等については、ワーキンググループの中でも検討する必要があると考えているが、対応方針の中で導入するかしないかの決定をするまでは考えていない。

⑥差別事象報告について

委員 学校分について、部落差別のみとなっている。人権課題がそれぞれあるが、差別事象としてそれだけでよいのか。

委員 その他の分の件数は把握しているのか。

事務局 子どもの成長過程の中でさまざまないさかいやトラブルがあるが、すべての事案が学校から教育委員会に報告があるわけではない。当課としては、同和問題の個別性ということを鑑みて、正しい認識をすべての子どもたちにきちんと持ってもらうことが、問題解決につながると考えており、報告があがってきた分について、教育委員会で取りまとめている。また、すべての学校で共通理解をしながら方向性を定めているというところで報告している。

委員 インターネットの分について削除依頼済とあるが、削除されたのか。

事務局 サイトの管理者に削除の依頼はしたが、実際には削除はされていない。

委員 差別を掘り起こしたらたくさんある。応募用紙でも差別につながる14事項についても、文科省や厚生労働省でも、何が就職差別につながるのか指導してこなかった。同和問題だけでなく、何が差別となるのかを見直し、どう取り上げてどう対応するのが課題である。

委員

色々な人権問題が山積する中で、実態調査をすることはすごく大事だと思うので、市民意識調査の文言に気をつけ、少数者の人権や、他の人権課題についても実態把握をしながら、基本計画の改訂につなげてほしい。